

会 議 録

- 1 付属機関等の会議の名称
第5回（仮称）篠山市参画・協働プラン策定委員会
- 2 開催日時
平成24年10月25日（木）14時00分～16時00分
- 3 開催場所
兵庫県朝来市役所（朝来市和田山町）
- 4 会議に出席した者の氏名（敬称略）
 - (1) 委員
小森星児、直田春夫、西田武司、西潟弘、江坂道雄、中西文枝、向井千尋、赤穂利和、土性里花、上田英樹、堀毛宏章
 - (2) 執行機関
市民協働課 西羅忠和、中野悟
- 5 会議資料の名称
 - ・（仮称）篠山市参画・協働プラン策定委員会先進地視察研修計画書
 - ・活動団体へのアンケート実施について
 - ・「自分たちのまちは自分たちで創る」～朝来市の地域協働のまちづくり～
 - ・朝来市地域協働の指針（概要版）
 - ・ 〃 パンフレット
 - ・ 市民が主役 朝来市のまちづくりー自治基本条例ー
- 6 委員会の概要（視察以外）
活動団体へのアンケート実施について
 - ・現在引用している住民意識調査は篠山市総合計画策定基礎調査からの抜粋（併せて県の県民意識調査も用いてる）であるが、具体的な事業提案のデータはない。今後の具体的提案の議論が有意義に展開するように、委員会と並行して活動団体へのアンケートを実施する。
 - ・アンケート案は学識者、行政関係者及び事務局を中心に作成。
委員会の了解のもとで調査を実施 → （当日了承を得る）
- 7 視察研修
対応 朝来市 市長公室 小島次長（兼総合政策課長）
市長公室 まちづくり課 一ノ瀬主幹、馬袋副主幹
 - (1) 説明概要

- ・高齢化の進行、職員の減少、行政ニーズが多様化するなかでの地方分権、自治体内分権の実現を模索している最中
- ・朝来市の総合計画を推進する地域協働の仕組みづくりに着手(地域自治システム)
- ・新しい仕組みづくりの検討のため「分権社会システム懇話会を設置」(H17・18)
- ・補完性の原則によるまちづくりを実践するために「地域自治協議会(当市のまちづくり協議会 以下「自治協」)」を設置
- ・地域協働の基盤が自治協であることを制度的に担保するものとして「地域協働の指針」の策定や「自治基本条例」へも地域を代表する組織として自治協を明記した。
- ・地縁型組織のほかにボランティアやNPOなどのテーマ型組織も公益活動に取り組んでいることから、それら団体の支援策等についての検討が始まった。(第3次分権型社会システム検討懇話会 H23.24)
- ・課題は事務事業の地域への移行
 - 買い物支援や文化講座、学童保育など自治協には公共を担ってもらっている。事務事業を地域に移行することで、参画する市民を増やす・参画する仕組みをつくるといったことを目的に事業仕分けを行っている。(既にゴミ集積施設整備や防犯施設整備、緑化等整備事業は地域へ移行)

(2) 質疑 (「→」以降は回答)

① 自治会と自治協との関係性

- ・自治会と自治協との関係は？
 - 自治協を設立する際に概ねのスタイル(自治会と自治協の関係)の案を説明したが、最終的な決定は各自治協の判断になる
 - 自治協ができて行政のスタイルが自治会を単位にしている点などの課題は残っている(災害時の対応など、実際に機能しなかった経験がある)

② 行政との関係

- ・支所との関係は？
 - 各支所に「地域振興課」があり自治協を担当。また、各自治協に3名程度の支援員を配置している(社会福祉協議会も地域担当制を導入)
- ・自治協の事務員雇用への支援は？
 - 自治協へ事務員雇用の経費として交付金に180万円を算入。各自治協で2～3名程度の事務員を確保している
- ・財政的支援は？
 - 400万円から1,000万円が交付金として支給。計画に沿っていれば繰越することも可能

③ テーマ型組織との連携

- ・NPOやボランティア団体等との連携は？
 - 自治協との連携は取れているが、テーマ型組織との連携は取れていない。

第3次分権型社会システム検討懇話会（H23.24）答申に盛り込む予定

④ 協働のルール

- ・新しい公共の実現では行政の下請けではダメ。対等の関係性が必要
 - 単なる下請けではなく、地域の生活向上やサービスの充実、住民の自己実現等に反映するものとして行政施策を受託するには、住民の自立も必要になる。（住民にとっては「受託しない」のも選択の一つ。【強制ではない】）

⑤ 指針の活用

- ・指針の活用は？
 - 職員向きに協働の視点を入れて事業評価を実施しているが、協働に対する職員の意識が高いとは言えず、事業評価での協働事業の提案は少なかった。
- ・指針の評価、検証は？
 - 分権型社会システム検討懇話会がそれに相当する